
特恵関税制度の見直しについて

平成28年12月
財務省関税局

目次

- 我が国の特恵関税制度
- 特恵関税制度の見直し
- 今後の流れ

我が国の特惠関税制度（1）

- ・ **特惠関税制度とは**

先進国が開発途上国の産品に対して、一般の税率より低い関税率（特惠税率）を適用する制度

- ・ **目的**

開発途上国の経済成長の促進

- ・ **対象国（特惠受益国）**

143の国・地域

- ・ **対象品目**

農水産品は有税品目1,886品目中、408品目、
鉱工業品は有税品目4,302品目中、3,151品目
(9桁ベース)

我が国の特惠関税制度（2）

- ・ **適用除外措置とは**

国際競争力等を勘案して、原産国や品目を指定し、特惠関税の適用対象から除外する措置

- ・ **適用除外措置の趣旨**

真に必要とする国に特惠関税のメリットを与えること

- ・ **適用除外措置の種類**

① 全面適用除外措置（全面卒業）

② 部分適用除外措置（部分卒業）

③ 国別・品目別特惠適用除外措置

我が国の特惠関税制度（3）

① 全面卒業

「高所得国」（1人あたり国民総所得が、12,736ドル以上）に3年連続して該当した国は、特惠受益国から卒業

② 部分卒業

「高所得国」に該当した国について、輸入額10億円超・輸入シェア25%超の品目は、特惠関税の適用対象から1年間除外

③ 国別・品目別特惠適用除外措置

全ての特惠受益国について、輸入額15億円超・輸入シェア50%超の品目は、特惠関税の適用対象から3年間除外

我が国の特惠関税制度（４）

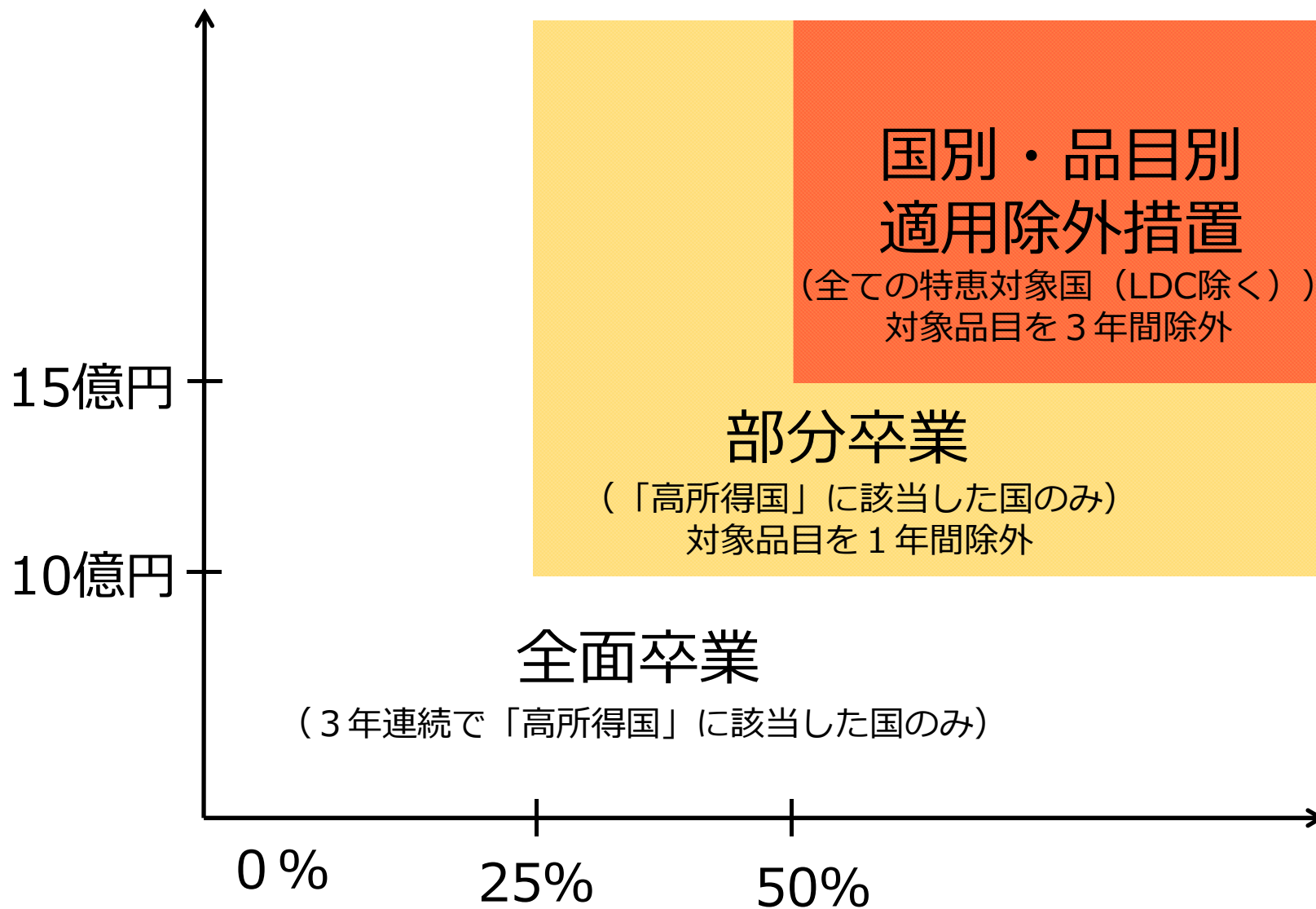
世銀が公表する各国の1人当たり国民総所得について

高所得国 （1人あたり国民総所得が 12,736ドル以上）	・ G7 ・ オーストラリア ・ 韓国 ・ 台湾 等
高中所得国 （1人あたり国民総所得が 4,126ドル～12,735ドル）	・ ブラジル ・ マレーシア ・ 中国 ・ タイ 等
低中所得国 （1人あたり国民総所得が 1,046ドル～4,125ドル）	・ フィリピン ・ インド ・ ベトナム ・ ケニア 等
低所得国 （1人あたり国民総所得が 1,045ドル以下）	・ カンボジア ・ タンザニア ・ 南スーダン ・ エチオピア 等

（出典） Gross national income per capita, Atlas method”（2016年4月公表）

我が国の特惠関税制度（5）

当該国からの当該品目の輸入額



当該国からの当該品目に
係る輸入シェア

特恵関税制度の見直し（1）

見直しの背景

①新興国の台頭

新興市場国については、国際貿易において一定のプレゼンスを有するに至っている

②メリットの偏在

一般特恵適用輸入額のうち、9割以上を「高中所得国」が占めている（次頁を参照）

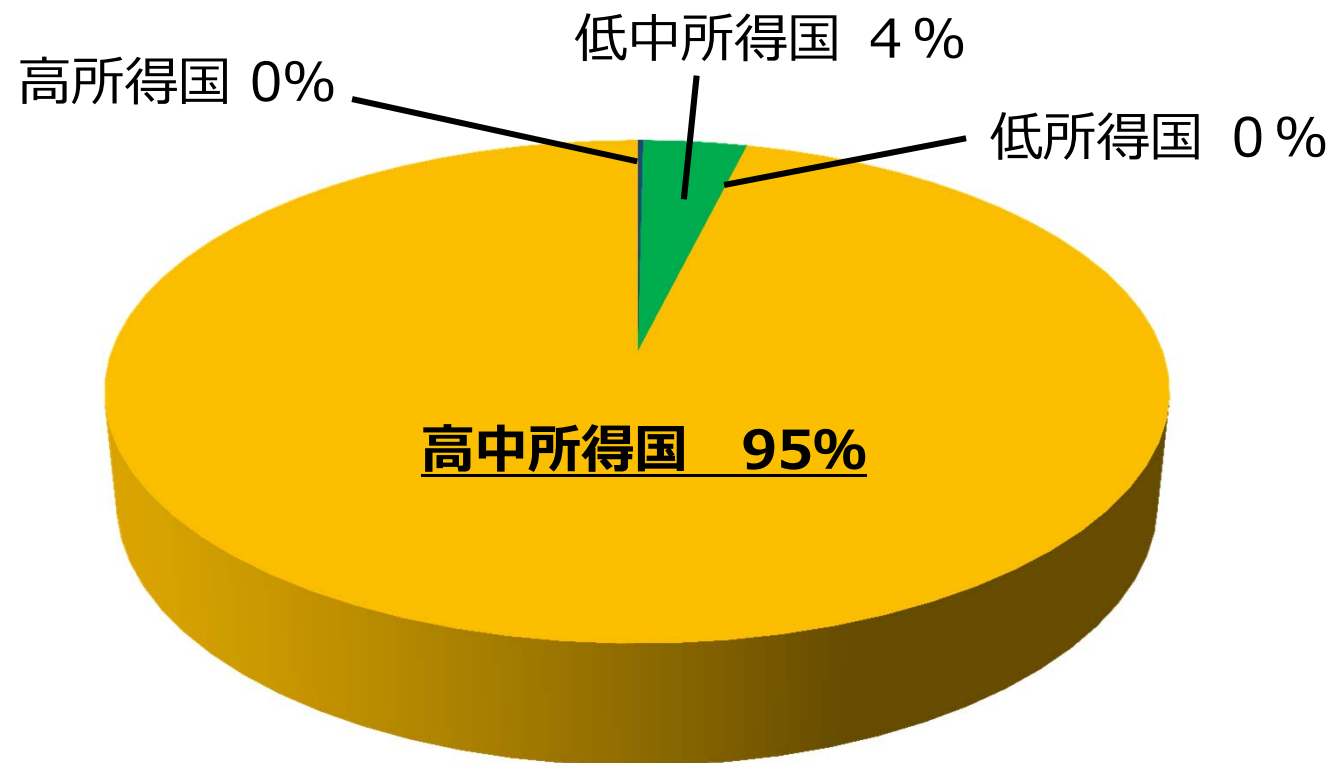
③諸外国の制度の見直し

2014年～2015年にかけて、EU及びカナダが「高中所得国」を特恵の適用対象から除外

特恵関税制度の見直し（2）

（特恵メリットの偏在）

一般特恵適用輸入額のうち、9割以上を「高中所得国」が占めている（LDC除く）



※2015年の特恵適用輸入実績

特恵関税制度の見直し（3）

・見直しの議論

関税・外為等審議会関税分科会において審議
特恵関税制度の見直しは、11月24日（木）に議論

・見直しの方向性

開発途上国の輸出産業の振興という制度の目的
を踏まえ、

- ・一定の所得水準に達し、
- ・国際貿易において十分な輸出競争力を有している国

を除外対象に追加する

特恵関税制度の見直し（４）

見直しの内容

① 全面卒業

3年連続で「高所得国」に該当した国

+

3年連続で、「高中所得国」以上に該当し、
かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額
の割合が1%以上である国

② 部分卒業

「高所得国」に該当した国

+

「高中所得国」に該当し、
かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額
の割合が1%以上である国

(輸入額10億円・シェア25%の要件は変わらず)

特恵関税制度の見直し（5）

全面卒業が見込まれる国

	高所得国	高中所得国 (LDCを除く)	低中所得国・低所得国 (LDC除く)
輸出 シェア 1%以上	<ul style="list-style-type: none"> ●韓国* ●シンガポール* ●台湾* ●アラブ首長国連邦* <p>等6ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中国（卒業見込み） ●メキシコ（卒業見込み） ●タイ（卒業見込み） ●マレーシア（卒業見込み） ●ブラジル（卒業見込み） 	<ul style="list-style-type: none"> ●インド ●ベトナム
輸出 シェア 1%未満	<ul style="list-style-type: none"> ●カタール* ●イスラエル* ●チリ（卒業予定） ●ウルグアイ（卒業予定） <p>等34ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●トルコ ●南アフリカ ●イラン ●イラク <p>等46ヶ国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●インドネシア ●フィリピン ●ナイジェリア <p>等38ヶ国</p>

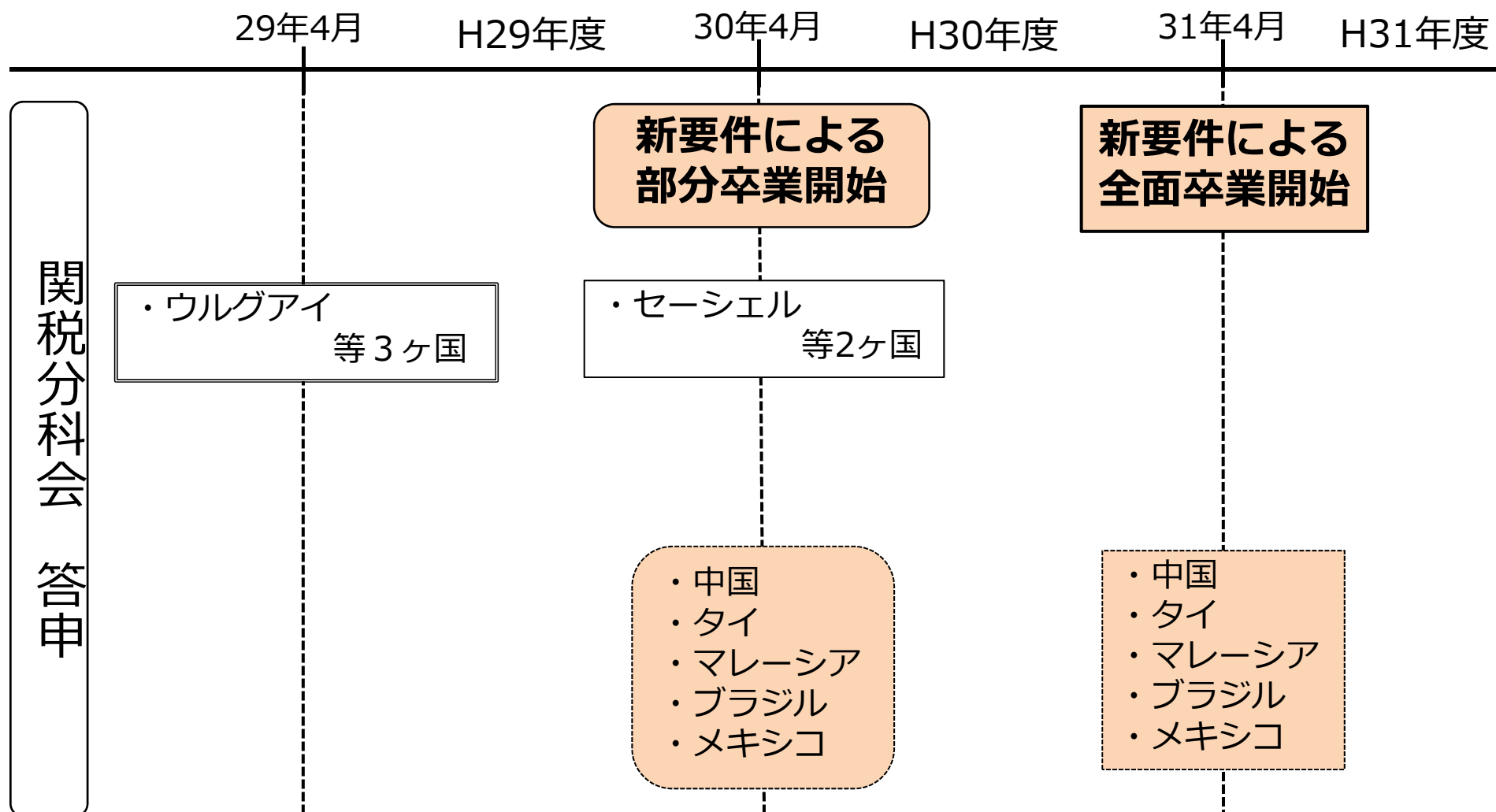
*は特恵卒業済みの国

(注) 受益国のEC及びEU加盟による適用除外は除く。

(注) 「卒業見込み」国については、引き続き要件を満たした場合に卒業となる。

(出典) 所得水準は世銀" Gross national income per capita, Atlas method" (2016年7月公表)、輸出の割合はWTO"International Trade Statistics" (小数点第2位を四捨五入) (2016年7月公表) による。

今後の流れ①



※ウルグアイ、セントクリストファー・ネイビス及びチリは3年連続で高所得国に該当しており、29年度の卒業が確定。
アンティグア・バーブーダ及びセーシェルについては、現在の所得類別（高所得国）のままであると仮定した場合の卒業時期を記載。

今後の流れ②

関税改正の流れ

